

児童手当の支給誤りについて

1 事象

令和5年度中の児童手当について、一部受給者の支給区分に誤りがあったため、支給額が過小支給となっている事象が発生しました。

2 経緯

5年5月に児童手当の支給区分等を認定するに当たり、扶養人数に応じて異なる所得制限限度額をシステムに入力する際、誤った所得制限限度額を入力することで限度額を超過していると判定し、本来支給すべき児童手当額より過小な額を支給していました。

7年3月18日に担当職員がシステムの標準化作業に伴い、過去のデータを確認する中で5年度の所得制限限度額の入力誤りが判明しました。

3 原因

所得制限限度額をシステムに入力する際の職員の確認不足及び担当間でのダブルチェックができていなかったことによるものです。

4 対象者等

過小支給の対象者：20人（特例給付）

支給不足額：160万円

5 対応

対象者に連絡し、児童手当が過小支給となっていることを謝罪するとともに、不足分については、4月15日（火）に児童手当受取口座に振り込むことをお伝えしております。

6 再発防止などについて

今後につきましては、システム入力の際にはダブルチェックによる再度の内容確認を徹底する等の対策を講じることで、再発防止に努めます。

【お問い合わせ先】

こども部 こども政策課 課長 美馬 忠法

電話：06-6902-5957 E-mail:chi01@city.kadoma.osaka.jp